厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社保審－介護給付費分科会	資料１
第276回（R８.11.20）	

福祉用具・住宅改修（改定の方向性）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

これまでの分科会における主なご意見①

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜福祉用具・住宅改修＞

（一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制のあり方）

○選択制が導入され、一定の貸与の減少、販売の増加があるが、制度が始まったばかりであるため、引き続き、事業者・利用者等の理解も含めた選択制の利用促進、選択制の効果や影響についての検証をしていただきたい。

○購入を選択した用具の使用を取りやめていた利用者が一定数存在しており、長期の利用は予測することが難しいのではないか。

（福祉用具貸与に係る上限価格のあり方）

○貸与価格の上限設定により、値下げを余儀なくされている例も聞く。物価高騰を勘案した見直しが必要であり、例えば、上限価格の設定は新商品のみに限定し、既存商品は上限価格の見直しを行わず、変更事務の簡素化をできるようにしてはどうか。

○上限価格改定により88.7％の商品が減額となっているが、インフレによるコスト上昇がある中で、経営的にも厳しい。新たな上限設定は新商品のみとする等、物価高騰を勘案した見直しをすべきではないか。

○物価や人件費が高騰する中、上限価格があることで価格を上げられないために、貸与件数を増やそうとして、人材育成に時間を割けず、サービスの質に影響が出ることがあるのではないか。

（特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額の見直し）

○特定福祉用具販売、住宅改修の支給限度基準額について、物価高騰もある中で、引上げを検討してはどうか。

（その他）

○単身高齢者の増加を踏まえて、全ての福祉用具について、安全基準のための明確な設定が必要ではないか。

○福祉用具専門相談員には多くの専門性が求められているが、専門性や役割が十分に評価されていない。処遇改善加算の対象外であり、対象とすることを検討するべき。

○福祉用具・住宅改修サービスにおいて、書類や手続きの簡素化を検討すべき。

これまでの分科会における主なご意見②

介護給付費分科会における関係団体等意見交換会においては、以下について要望があった。

【一般社団法人日本福祉用具供給協会】

○貸与の上限価格について、①既存商品に係る新たな上限設定の見直し（再計算）は今後行わないこととし、新商品に係る設定のみを行うこと、②既存の上限価格及び今後の新商品に係る上限価格については、物価等の上昇率を勘案した見直しを図ることの要望

○特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額について、物価高騰に対応した限度額の引き上げの要望

○消費税について現行で非課税とされている福祉用具について、仕入れ税額控除が可能となるようゼロ税率の要望

○一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制について長期利用を見込んで購入を選択したものの、短期間で使用取りやめとなる事例について、長期利用を見込む困難さの検証を行うことの要望

○貸与価格における価格設定の設定方法について、契約開始年月に応じて、既存利用者の価格を据え置き、新規利用者から新たな価格を適用する取扱いを認めることの要望

【一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会】

○利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供、モニタリングによる使用方法の確認・保守点検・メンテナンスの実施などから、選択制について「貸与が原則」の維持の要望

○福祉用具の安全性を確保するための方策として、製品規格を要件にするなどの検討の必要など、新たな安全対策の仕組み強化の要望

【一般社団法人全国介護事業者連盟】

○物価高・賃上げ対策として貸与の上限価格・販売の上限価格、住宅改修の上限価格の見直しの要望

○一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制に対する利用者ニーズに応じた対応とともに、事務負担軽減への配慮の要望

○福祉用具専門相談員の専門性及び自立支援・重度化防止への評価の要望

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

福祉用具・住宅改修　目次

論点①：一部の福祉用具に係る貸与・販売の選択制のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・7

論点②：福祉用具貸与に係る上限価格のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

論点③：特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

論点④：福祉用具サービスの質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

論点⑤：福祉用具・住宅改修サービスにおける書類や手続きの簡素化・・・・・・・・・・・38

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会
対応の方向性に関する取りまとめ 概要

令和５年11月８日

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題について検討を行い、令和５年11月８日に取りまとめを行った。

■取りまとめで示された主な対応の方向性

安全な利用の促進

- 福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式」及び「利用安全の手引き」の活用促進による事故防止に向けた体制整備
- 福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上での公表　等

サービスの質の向上

- 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
- 現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修機会及びPDCAの適切な実践に関する周知徹底　等

給付の適正化

- 福祉用具専門相談員が行うモニタリング時期の明確化とモニタリング記録の作成及び介護支援専門員への交付の義務化
- 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の見直し（新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点等からの見直し）
- 自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアルの作成　等

一部種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

長期間レンタルするよりも、購入した方が利用者負担を抑えられる者の割合が多い一部の種目について、利用者の負担の抑制・保険給付の適正化を図る観点から、貸与と販売を選べる仕組みを導入する。

１）対象とする種目・種類

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖

２）対象者の判断と判断体制・プロセス

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、その際に、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見等やサービス担当者会議等による多職種連携で得た判断のもと、貸与又は販売について提案をする。

３）福祉用具専門相談員による貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

〇貸与後

利用開始後少なくとも６ヶ月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととし、その後も必要に応じて行う。

〇販売後

- 福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
- 保証期間を超えても利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

■今後の進め方

〇　社会保障審議会介護給付費分科会の意見を踏まえ、着実に各種取組を実行するとともに、その効果や課題等を引き続き調査・検証を行い、改善や充実を図る。

〇　貸与と販売の選択制の導入にあたっては、現場で制度が円滑に運営されるよう、関係者の意見を十分に反映し、負担軽減にも配慮した詳細な制度設計とわかりやすい制度の周知に努める。

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○　利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。【告示改正】

○　福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。

ア　選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。　【省令改正、通知改正】

※　介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。

イ　福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。【省令改正】

ウ　特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。【省令改正】

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

○　選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下を行う。

- 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

<貸与後>　※ 福祉用具専門相談員が実施

・利用開始後少なくとも６月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討。

<販売後>

・福祉用具サービス計画の目標の達成状況を確認。
・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
・商品不具合時の連絡先を情報提供



（3）. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

② 選択制の利用状況

B. アンケート調査

【購入と貸与の選択の状況】

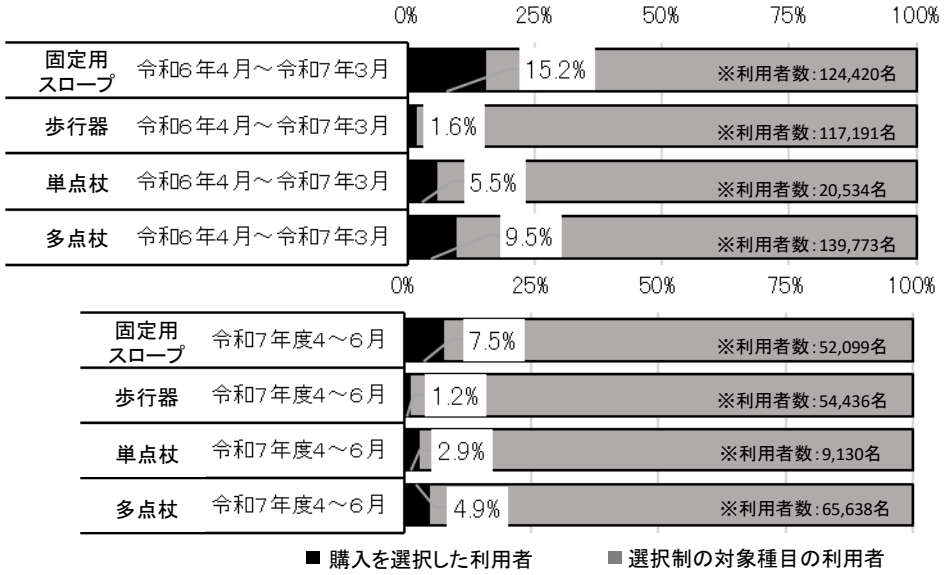
○ 選択制の対象となった福祉用具について、購入を選択した利用者が最も多かった種目は「固定用スロープ」であり、令和6年度が15.2%、令和7年4～6月が7.5%だった。一方、購入を選択した利用者が最も少なかった種目は「歩行器」であり、令和6年度が1.6%、令和7年4～6月が1.2%だった。

○ 購入を選択した主な理由は、いずれの種目も「長期利用が想定されるため」及び「貸与よりも購入のほうが経済的であるため」が多かった。

図表27 福祉用具貸与事業所全体における、選択制の対象種目の利用者数及び購入の選択の状況

福祉用具貸与事業所票　回答数：2,879

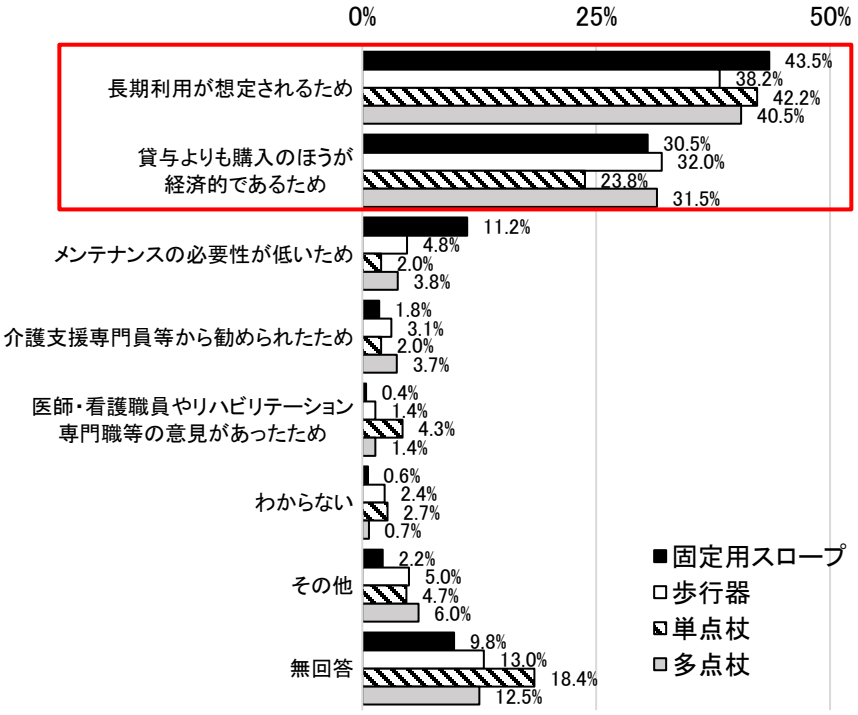
※調査に回答した事業所における利用者数総計（令和7年3月時点）：991,429



福祉用具貸与事業所票：問2−1　選択制対象種目の利用者の実績

図表28 購入を選択した主な理由

利用者状況調査票　回答数：固定用スロープ1,383、歩行器416、単点杖256、多点杖1,333



利用者状況調査票：問3−1 利用者が購入した決め手

※図表21では、選択制の対象となった種目別に対象人数を分母としているため、前頁のグラフと割合に差があることに注意。

（3）. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

② 選択制の利用状況

B. アンケート調査

【ケアプランの作成の状況及び購入した用具の使用取りやめの状況】
○ 居宅介護支援事業所において、令和7年4～6月の間に選択制の対象種目がケアプランに位置付けられた利用者のうち、「ケアプランに位置付けられたサービスが選択制の対象種目の福祉用具のみ」の利用者は4,523人であった。そのうち、「購入を選択したことで、ケアプランの作成がなくなった」利用者は117人であった。
○ 令和6年度に選択制の対象種目の購入を選択し、かつ目標達成状況を確認済みの利用者のうち、目標達成状況を確認した時点で購入した用具を使っていなかった利用者の割合は、歩行器が最も多く6.6%、次いで単点杖、多点杖がそれぞれ5.1%、4.3%であった。

図表29 選択制対象種目における購入の選択とケアプラン作成の状況

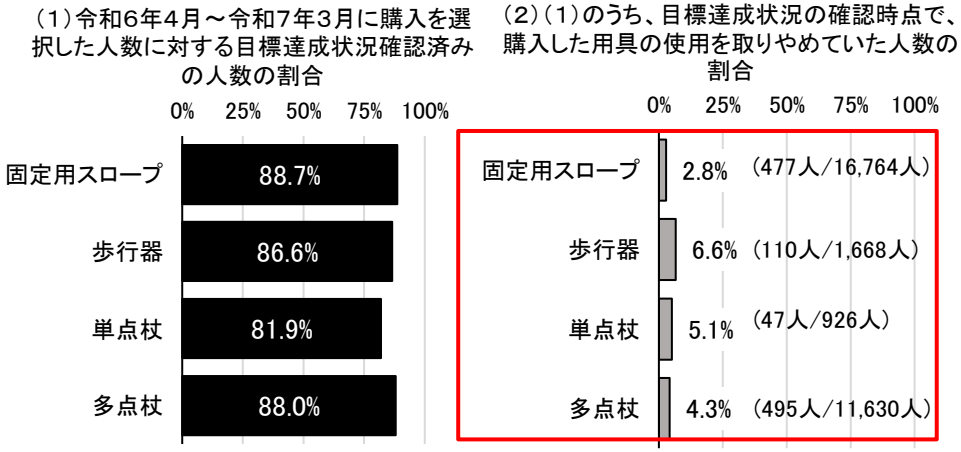
居宅介護支援事業所票 回答数：2,146

	利用者数（合計）
（1）令和7年4月時点の調査対象事業所の利用者数	185,227人
（2）令和7年4～6月に新たに選択制の対象種目がケアプランに位置付けられた利用者の実人数	32,307人
（3）うち、ケアプランに位置付けられたサービスが選択制の対象種目の福祉用具のみの人数	4,523人
（4）うち、購入を選択したことで、ケアプランの作成がなくなった人数	117人

居宅介護支援事業所票 ：問3_1①.利用者人数

図表30 令和6年4～6月に購入を選択した人数に対する目標達成状況の確認及び購入した用具の使用取りやめの状況

福祉用具貸与事業所票 回答数：固定用スロープ1,701、歩行器654 単点杖387、多点杖1,716



	購入を選択した利用者	目標達成状況を確認済み利用者	購入用具の使用を取りやめていた利用者	主な理由
固定用スロープ	18,907人	16,764人	477人	病院への入院等
歩行器	1,927人	1,668人	110人	身体機能低下等
単点杖	1,130人	926人	47人	身体機能低下等
多点杖	13,223人	11,630人	495人	身体機能改善等

福祉用具貸与事業所票：問2−1①.選択制対象種目の利用者の実績（令和6年度）

※参考：福祉用具貸与の貸与期間（平均値）の割合

	固定用スロープ	歩行器（歩行車を除く）	単点杖	多点杖
1～3か月	29.8%	34.5%	24.9%	24.5%
4～6か月	14.1%	16.1%	13.1%	13.4%
合計	43.9%	50.6%	38.0%	37.9%

出典：令和5年7月20日，「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会（第7回）」参考資料1（P44）を基に作成，https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001122139.pdf

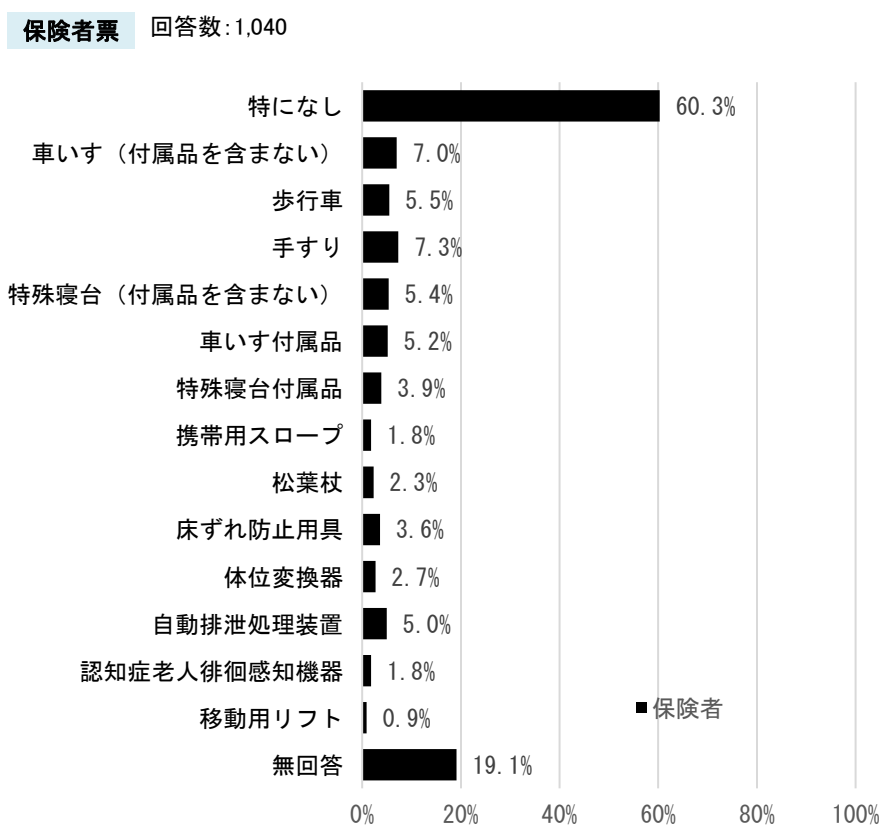
（3）. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

⑨ 選択制への声

B. アンケート調査

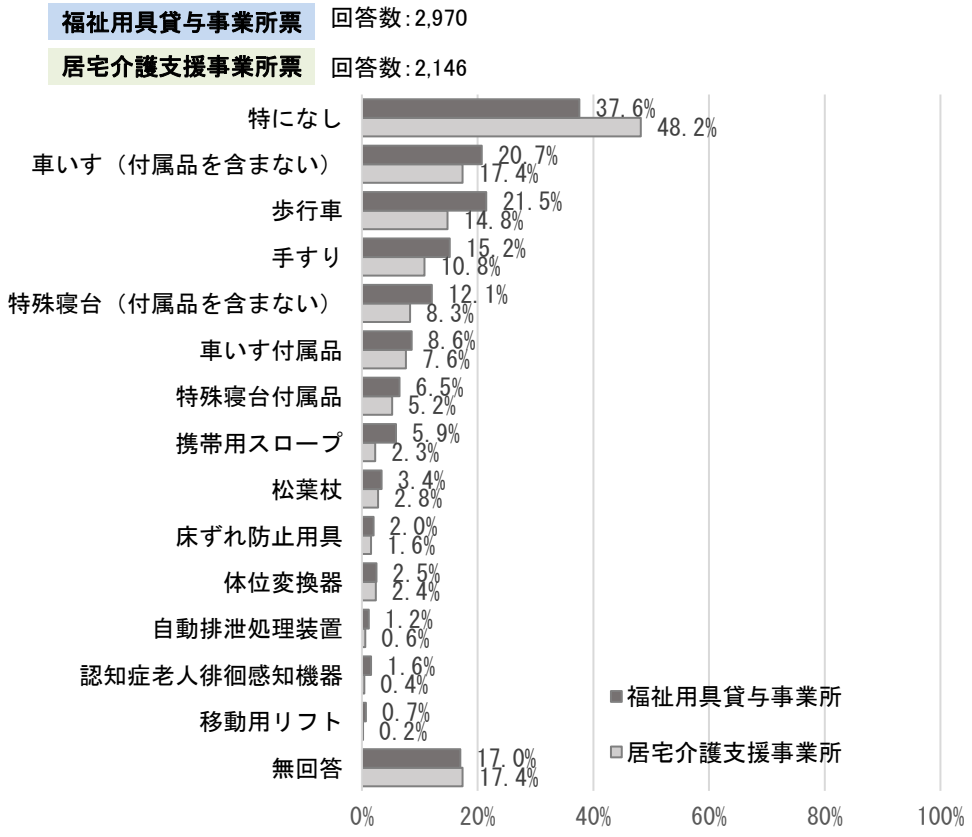
○ 保険者において「貸与・販売を選択可能にした方が良いと考えられる用具」は「特になし」が最も多く60.3%であった。続いて、手すり、車いす、歩行車の順で多かった。
○ 「利用者から購入を希望する声があった用具」は、福祉用具貸与事業所及び居宅介護支援事業所ともに「特になし」が最も多く、それぞれ37.6%、48.2%であった。続いて、福祉用具貸与事業所では歩行車、車いす、手すりの順で多く、居宅介護支援事業所では車いす、歩行車、手すりの順で多かった。

図表50　貸与・販売を選択可能にした方が良いと考えられる用具（保険者）



保険者票：問2−5③.貸与・販売を選択可能にした方が良い用具

図表51　利用者から購入を希望する声があった用具（事業所）



福祉用具貸与事業所票：問6−1①.利用者から購入が希望される用具
居宅介護支援事業所票：問6−1①.利用者から購入が希望される用具

（3）. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

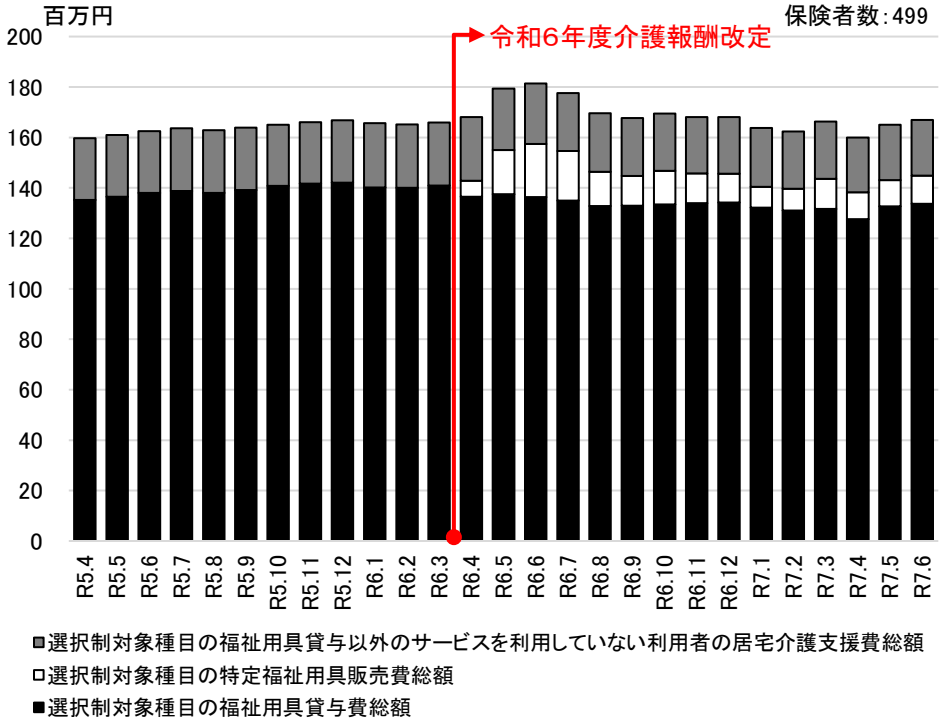
① 選択制導入前後の貸与・販売の状況

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【選択制対象種目のみの福祉用具貸与・販売・居宅介護支援費（※1）の請求実績の変化】

○ 国保連へ請求事務委託を行っている保険者（※2）について、選択制対象種目の福祉用具貸与・販売の給付額及び選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者（※3）の居宅介護支援費（介護予防支援費を含む）の推移を見ると、選択制導入後に販売の給付が発生し令和6年6月の合計額（①＋②＋③）は増加しているが、貸与費と居宅介護支援費の合計は減少している（②＋③）。合計額は令和6年6月をピークに減少し、選択制導入前と概ね横ばいであった。

図表11 【介護DB分析】選択制対象種目の福祉用具貸与・販売・居宅介護支援費（※1）



図表12 【介護DB分析】選択制対象種目の福祉用具貸与・販売・居宅介護支援費（※1）

（円）	令和5年6月	令和5年10月	令和6年6月	令和6年10月	令和7年6月
①選択制対象種目の特定福祉用具販売費総額	0	0	21,113,848	13,418,490	11,160,446
②選択制対象種目の福祉用具貸与費総額	137,996,950	140,789,500	136,319,950	133,382,330	133,730,940
③選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費総額	24,506,260	24,306,410	23,955,810	22,612,460	22,108,360
合計（①＋②＋③）	162,503,210	165,095,910	181,389,608	169,413,280	166,999,746
小計（②＋③）	162,503,210	165,095,910	160,275,760	155,994,790	155,839,300

※1 介護予防支援費を含む。居宅介護支援費は、選択制導入による直接的な影響を受けることが想定される、選択制対象種目の福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者の居宅介護支援費を用いた。一方、選択制対象種目の福祉用具貸与費及び特定福祉用具販売費は、福祉用具貸与以外のサービスを利用していない利用者ではなく、該当種目の全利用者の給付費総額を用いた。
※2 介護保険総合データベースに特定福祉用具販売のデータが格納されている499保険者（国保連に請求事務委託を行っている保険者）のみを分析対象とした。
※3 介護保険総合データベースで福祉用具貸与費及び居宅介護支援費または介護予防支援費のみ計上されている利用者を分析対象とした。

介護保険総合データベースデータ格納状況

○介護保険総合データベースに格納されている特定福祉用具販売のデータは、国保連に請求事務を委託している499保険者（全保険者のうち31.7%）のデータに限られる。

○格納されているデータの中には、TAISコードが入力されていないケースや、複数個がまとめて入力されているケースがあるといった課題がある。

1．特定福祉用具販売のデータ格納状況（令和５年４月～令和７年６月サービス提供分）

	政令市	中核市	特別区	一般市	町村	広域連合	合計
全保険者数	20	61	23	656	775	39	1,574
レコードが存在する保険者数	0	11	1	212	257	18	499
レコードが存在する保険者割合	0.0%	18.0%	4.3%	32.3%	33.2%	46.2%	31.7%

2．特定福祉用具販売のデータ格納状況_要介護（要支援）認定者数（令和５年度）

	政令市	中核市	特別区	一般市	町村	広域連合	合計
全国の要介護(要支援)認定者数	1,555,997	1,288,653	443,956	2,936,930	549,456	308,244	7,083,236
レコードの存在する保険者の要介護(要支援)認定者数	0	197,399	16,239	913,715	194,227	81,728	1,403,308
レコードの存在する保険者の要介護(要支援)認定者数の割合	0.0%	15.3%	3.7%	31.1%	35.3%	26.5%	19.8%

（出典）令和６年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和７年度調査）（３）一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

選択制及びモニタリングに係る実地指導・文書指導等の指導内容

○選択制についての事業所への実地指導・文書指導等において、選択制に関する利用者への説明や医学的所見の入手あるいはそれらの記録がない、提案理由や協議内容の記録がない、又はそれらの十分な検討が行われていない等に対する指導が一定程度行われている。

○モニタリングについては、実施時期が明記されていない、実施頻度が６ヶ月に１回よりも少ない、モニタリング記録が介護支援専門員へ提供されていない、記載内容が不十分などの指導が行われている。

選択制についての事業所への実地指導・文書指導等の具体的な指導内容（N=33/1040）

貸与または購入の選択に関する説明あるいはその記録がない	25件（75.8%）
貸与または購入の提案にあたり医学的所見の入手あるいはその記録がない	14件（42.4%）
貸与または購入のどちらかに意図的に偏った提案をしている	1件　（3.0%）
貸与又は購入の提案の理由や協議の内容の記録がない、又は十分な検討が行われていない	12件（36.4%）
目標達成状況の確認を実施していない	4件（12.1%）

モニタリングの実施時期についての事業所への実地指導・文書指導等の具体的な指導内容（N=41/1040）

次回モニタリング実施時期が明記されていない	29件（70.7%）
モニタリングの実施頻度が6ヶ月に1回よりも少ない	18件（43.9%）

モニタリングの記録の介護支援専門員への交付についての事業所への実地指導・文書指導等の具体的な指導内容（N=23/1040）

介護支援専門員へ提供されていない	14件（60.9%）
提供されている記録の内容が不十分である	8件（34.8%）

（出典）令和６年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和７年度調査）（３）一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

論点①　一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制のあり方

論点①

■ 令和６年度介護報酬改定において、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」での議論を踏まえて、一部の福祉用具（固定用スロープ、歩行器、歩行補助杖）に係る貸与と販売の選択制が導入された。

■ 利用者の負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保するという選択制導入の趣旨を鑑みると、引き続き、有識者・事業者等の意見も踏まえつつ、選択制の対象品目の追加等を行っていくことが必要と考えられる。

■ 他方で、選択制が導入後の給付実績等も踏まえ、引き続き、選択制の効果や影響を把握することが必要である。この点に関連して、特定福祉用具販売の給付実績については、国保連に請求事務委託を行っている保険者のデータのみを取得できる状態であり、全国的な分析が困難であること、また、TAISコードが必ずしも入力されていないこと等の課題がある。

■ また、選択制の実施状況に関して、選択制に関する利用者への説明、選択制の提案に当たっての医学的所見の入手、提案の理由や協議内容の検討等が適切に行われていない事例があるという課題が見られる。

■ このような状況を踏まえ、利用者の負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図る観点から、対象品目の追加を含めた選択制のあり方について、どのような対応が考えられるか。

対応案

■ 利用者の負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図る観点から、選択制導入による影響を分析した上で、対象品目の追加等について検討することとしてはどうか。

■ その際、特定福祉用具販売の給付実績について、請求事務委託を行っていない保険者も含めて、全保険者から国保連へ提供を行うこととするなど、全国的な分析に向けた環境を整備してはどうか。

■ 併せて、選択制が適切に実施されるよう、関係職種への制度周知と利用者の主体的選択の促進について検討することとしてはどうか。

福祉用具・住宅改修　目次

論点①：一部の福祉用具に係る貸与・販売の選択制のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・7

論点②：福祉用具貸与に係る上限価格のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

論点③：特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

論点④：福祉用具サービスの質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

論点⑤：福祉用具・住宅改修サービスにおける書類や手続きの簡素化・・・・・・・・・・・38

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

○　適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格＋１標準偏差（１SD）」を福祉用具の貸与価格の上限としている。

※　標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格＋１標準偏差（１SD）」は正規分布の場合、上位約16%に相当。

※　上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い

※　平均貸与価格は公表前の概ね３か月間の平均価格を算出。

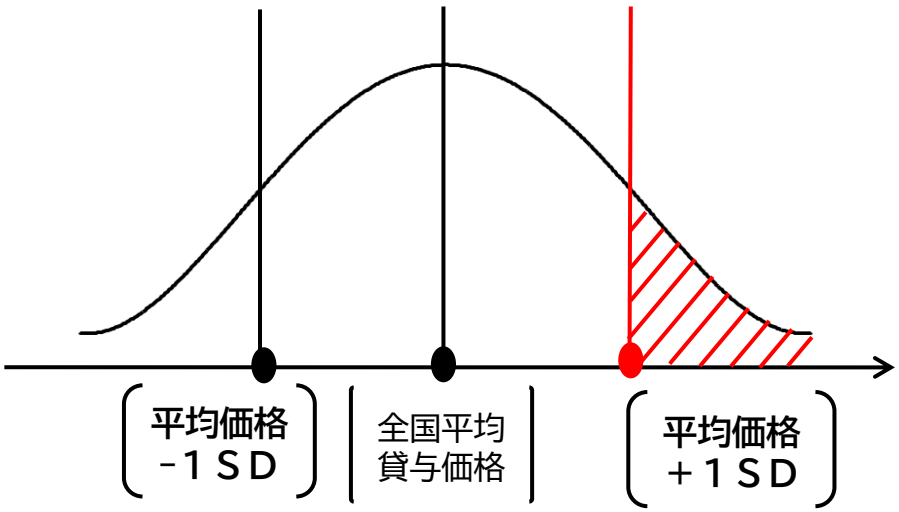
○　上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。

○　新商品については、３ヶ月に１度の頻度で公表、既に設定されている商品は３年に一度の割合で見直しを行う。

※　既設定商品の見直しは施行当初は１年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和３年度より３年に一度とした。

○　事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね６ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ（正規分布）



上限価格が設定されている商品数

○ 5,055商品（令和８年７月１日現在）

直近１年の公表実績

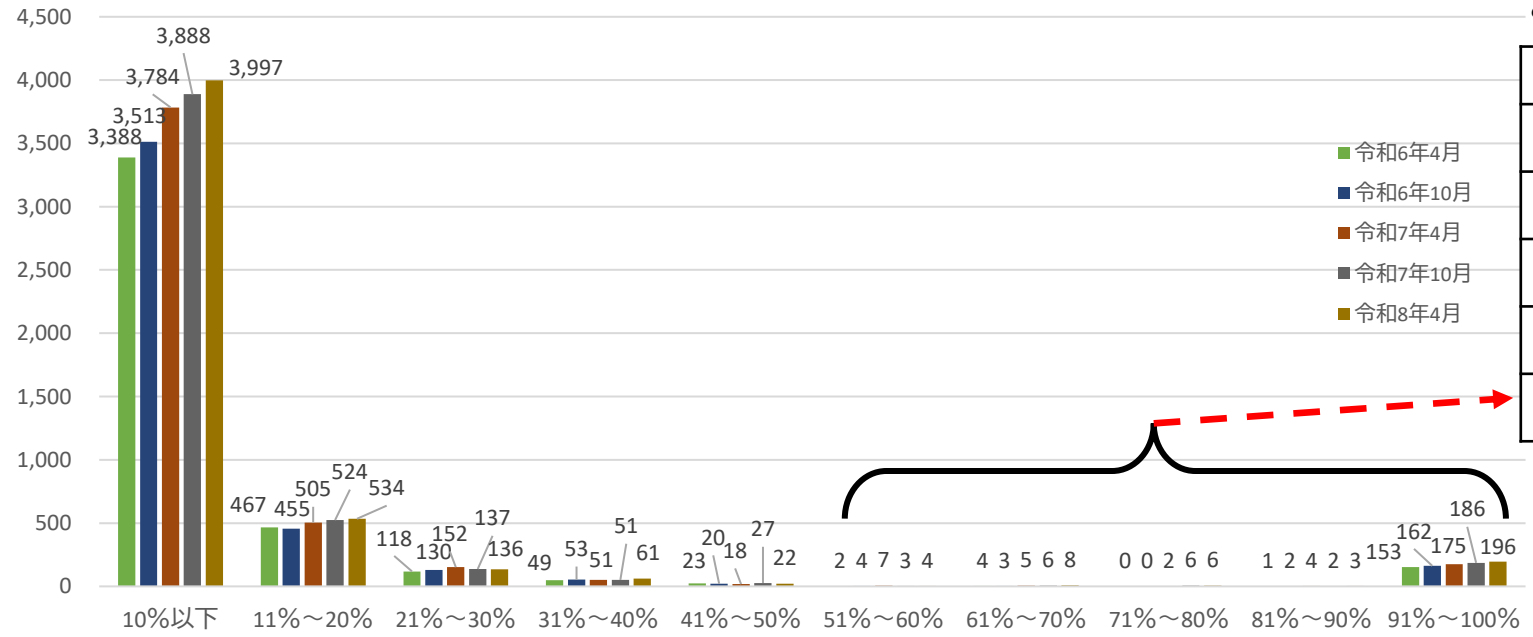
公表時期	公表商品数	適用時期
令和７年10月	79（新商品）	令和８年４月
令和８年１月	84（新商品）	令和８年７月
令和８年４月	65（新商品）	令和８年10月
令和８年７月	86（新商品）	令和９年１月

福祉用具貸与価格の上限設定の状況

○令和８年４月における貸与価格が令和６年４月改定後の上限価格と同額となっている請求件数が全請求件数に占める割合別の商品数をみると、ほとんど（4,750件／4,967件　95.6%）が「50%以下」であり、特に「10%以下」の割合が高い状態。

○請求件数の50%超で貸与価格が上限価格と同額となっている商品の割合は、近年ほぼ同程度で推移している。

○貸与価格が上限価格と同額となっている請求件数が全請求件数に占める割合別の商品数



令和6年4月：N=4,206　令和6年10月：N=4,342　令和7年4月：N=4,703　令和7年10月：N=4,830　令和8年4月：N=4,967

○請求件数の50%超で貸与価格が上限価格と同額となっている商品の件数・割合

	件数	割合
令和6年4月	160	3.8%
令和6年10月	171	3.9%
令和7年4月	193	4.1%
令和7年10月	203	4.2%
令和8年4月	217	4.4%

（出典）介護保険総合データベース（令和６年４月、10月、令和７年４月、10月、令和８年４月貸与分）における請求データを基に算出

上限価格見直しの影響

○令和６年度改定検証調査において、令和６年４月の上限価格見直しによる、利用者負担額を含む総貸与額の影響を分析したところ、令和５年10月の貸与分のデータと比較して、約１億５千万円（0.4%）の減少と計算された。

○令和６年度の上限価格見直しの結果、上限価格が増額した商品が10.6%、据え置かれた商品が6.0%、減額した商品が83.4%であった。

○令和９年度に同様の見直しを行った場合、増額となる商品が17.2%、据え置かれる商品が10.8%、減額となる商品が72.0%となる見込み。

１．【介護DB分析】　事業所別商品別貸与額の経年変化

	分析対象 総貸与額（円）	変化分 総額（円）	貸与額の 変化割合
H30/10 （初回）	22,162,947,830	-452,962,620	-2.0%
R3/4 （２回目）	27,636,055,790	- 260,883,940	-0.9%
R6/4 （３回目）	32,643,441,900	-145,687,990	-0.4%

（出典）令和６年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和６年度調査（２）福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

２．上限価格改定において上限価格が増額・減額となる商品の割合

種目	令和３年４月改定前後の増減				令和６年４月改定前後の増減				令和９年４月改定前後の増減			
	商品数	増額(%)	据置(%)	減額(%)	商品数	増額(%)	据置(%)	減額(%)	商品数	増額(%)	据置(%)	減額(%)
車いす	559	19(3.4)	5(0.9)	535(95.7)	656	100(15.2)	23(3.5)	533(81.3)	750	163(21.7)	60(8.0)	527(70.3)
車いす付属品	218	1(0.5)	3(1.4)	214(98.2)	280	24(8.6)	21(7.5)	235(83.9)	326	53(16.3)	35(10.7)	238(73.0)
特殊寝台	407	17(4.2)	1(0.2)	389(95.6)	533	81(15.2)	18(3.4)	434(81.4)	633	132(20.9)	39(6.2)	462(73.0)
特殊寝台付属品	753	9(1.2)	8(1.1)	736(97.7)	866	105(12.1)	100(11.5)	661(76.3)	983	184(18.7)	193(19.6)	606(61.6)
床ずれ防止用具	156	6(3.8)	0(0.0)	150(96.2)	188	19(10.1)	5(2.7)	164(87.2)	226	56(24.8)	9(4.0)	161(71.2)
体位変換器	61	0(0.0)	0(0.0)	61(100)	82	5(6.1)	4(4.9)	73(89.0)	86	17(19.8)	13(15.1)	56(65.1)
手すり	474	6(1.3)	3(0.6)	465(98.1)	648	48(7.4)	32(4.9)	568(87.7)	867	107(12.3)	77(8.9)	683(78.8)
スロープ	162	0(0.0)	0(0.0)	162(100)	226	10(4.4)	1(0.4)	215(95.1)	251	25(10.0)	8(3.2)	218(86.9)
歩行器	330	5(1.5)	1(0.3)	324(98.2)	385	29(7.5)	25(6.5)	331(86.0)	484	67(13.8)	65(13.4)	352(72.7)
歩行補助つえ	135	0(0.0)	1(0.7)	134(99.3)	164	11(6.7)	17(10.4)	136(82.9)	177	12(6.8)	30(16.9)	135(76.3)
認知症老人徘徊感知機器	44	2(4.5)	0(0.0)	42(95.5)	65	7(10.8)	2(3.1)	56(86.2)	75	13(17.3)	3(4.0)	59(78.7)
移動用リフト	66	2(3.0)	1(1.5)	63(95.5)	74	4(5.4)	1(1.4)	69(93.2)	82	20(24.4)	2(2.4)	60(73.2)
自動排泄処理装置	2	0(0.0)	0(0.0)	2(100)	1	0(0.0)	0(0.0)	1(100)	1	0(0.0)	0(0.0)	1(100)
合計	3,367	67(2.0)	23(0.7)	3,277(97.3)	4,168	443(10.6)	249(6.0)	3,476(83.4)	4,941	849(17.2)	534(10.8)	3,558(72.0)

（出典）介護保険総合データベース（令和８年４月－６月貸与分）における請求データを基に算出。改定前の公表リストと同一コードの商品に限る。

上限価格設定商品のうち貸与件数が月平均100件未満の商品

○平成29年度に上限価格を導入した際、月平均100件以上の貸与件数がある商品を対象とすることで、平均貸与価格及び標準偏差の統計的信頼性を確保できるとともに、総貸与件数の約98％をカバーできることから、月100件以上の貸与件数がある商品について上限価格を設定することとされた。また、上限価格が設定された商品については、３年に１度、上限価格を見直すこととしている。

○令和９年度改定において上限価格の見直し対象となる商品（※）は4,941商品であり、このうち、見直し時点で貸与件数が月100件未満となっている商品は1,314商品（26.6％）となっている。

○令和９年４月見直し予定の総商品数：4,941商品

請求件数区分（件）	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-89	90-99	100件未満総商品数
商品数	182	200	166	135	132	122	104	102	87	84	1314

請求件数区分（件）	100-109	110-119	120-129	130-139	140-149	150-159	160-169	170-179	180-189	190-200	200-	100件以上総商品数
商品数	87	86	86	79	81	81	81	77	52	54	2863	3627

（出典）介護保険総合データベース（令和８年４月－６月貸与分）における請求データを基に算出

※上限価格については、福祉用具貸与事業所等の準備期間等への配慮のため、見直しの概ね６ヶ月前に公表することとしている。
上記は、令和９年４月の上限価格の見直しを想定し、令和８年４月-６月貸与分の請求実績データを用いて集計したもの。
令和８年４月以前の公表リストと同一コードの商品に限る。

論点②　福祉用具貸与に係る上限価格のあり方

論点②

■ 福祉用具貸与については、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとなっている。

■ その上で、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高額な価格請求が行われることを抑制し、適切な貸与価格を確保する観点から、月平均100件以上の貸与件数がある商品について、「全国平均貸与価格＋１標準偏差（１SD）」を上限価格として設定するとともに、３年に一度、上限価格の見直しを行うこととしている。

■ 上限価格については、見直しによって減額となると物価高騰等に対して価格転嫁がしづらい等の指摘がある一方で、各商品の上限価格と貸与価格の関係を見ると、貸与価格が上限価格と同額となっているケースは必ずしも多くはなく、また、令和９年度にこれまでと同様に上限価格の見直しを行った場合、上限価格が増額となる商品が、令和６年度見直し時よりも増えることが見込まれている。

■ なお、現行では、貸与件数が月平均100件未満となった場合も、引き続き３年に一度、上限価格を見直すこととしている。

■ このような状況を踏まえ、上限価格の設定について、その見直しの頻度を含め、どのようなあり方が考えられるか。

対応案

■ 上限価格の見直しの頻度を含めた上限価格のあり方について、制度の趣旨を踏まえつつ、物価高騰等の影響、上限価格に対する貸与価格の設定状況などを詳細に分析した上で、引き続き検証していくこととしてはどうか。

■ また、貸与件数が月平均100件未満となった商品については上限価格の見直しを行わず据え置く運用とし、上限価格の見直しに係る事務負担の軽減を図ることとしてはどうか。

福祉用具・住宅改修　目次

論点①：一部の福祉用具に係る貸与・販売の選択制のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・7

論点②：福祉用具貸与に係る上限価格のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

論点③：特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・23

論点④：福祉用具サービスの質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

論点⑤：福祉用具・住宅改修サービスにおける書類や手続きの簡素化・・・・・・・・・・38

特定福祉用具販売の費用額別の利用者数

○特定福祉用具販売の費用額別の利用者数について、令和４～６年度のいずれにおいても、支給限度基準額である10万円を超える利用者数は、0.03～0.04％と少なく、「２万円超４万円以下」の利用者が半数以上を占めていた。

○特定福祉用具販売の令和４～６年度の給付件数において、最も多いのは入浴補助用具、次いで腰掛便座であった。

○特定福祉用具販売の費用額別の利用者数

		合計	0円超 2万円以下	2万円超 4万円以下	4万円超 6万円以下	6万円超 8万円以下	8万円超 10万円以下	10万円超
令和4年度	利用者数	55664	11640	30409	7555	2906	3136	18
	割合	100.00%	20.91%	54.63%	13.57%	5.22%	5.63%	0.03%
令和5年度	利用者数	53365	6616	32907	7398	3195	3225	24
	割合	100.00%	12.40%	61.66%	13.86%	5.99%	6.04%	0.04%
令和6年度	利用者数	60330	10016	35473	7712	3649	3458	22
	割合	100.00%	16.60%	58.80%	12.78%	6.05%	5.73%	0.04%

○特定福祉用具販売の給付件数（種類別）

		給付件数	腰掛便座	入浴補助用具	簡易浴槽	その他	スロープ	歩行器	歩行補助つえ	その他
令和4年度	合計件数	67276	19749	47152	39	258				78
	割合	100.00%	29.36%	70.09%	0.06%	0.38%				0.12%
令和5年度	合計件数	64284	17751	46230	22	219				62
	割合	100.00%	27.61%	71.92%	0.03%	0.34%				0.10%
令和6年度	合計件数	77636	17280	45312	19	237	10294	368	4078	48
	割合	100.00%	22.26%	58.36%	0.02%	0.31%	13.26%	0.47%	5.25%	0.06%

介護DBにレコードが存在する保険者数=499　31.7％（全保険者数1,574）

住宅改修の費用額別の給付件数

○令和６年度の要介護度別の住宅改修の費用額は、いずれの介護度においても「１～60,000円」が最も多く、全体の37.9%、次いで「60,001～100,000円」が20.8%であった。費用額が支給限度基準額である20万円を超えていたのは、全体の6.7%であった。

○令和６年度の住宅改修の種類別の給付件数において、最も多いのは「手すりの取付け」で、給付件数の79.7%を占めており、次いで「段差の解消」が9.4%であった。

○全市区町村における住宅改修の費用額別、要介護度ごとの給付件数　令和６年度

	給付件数	1～60,000円	60,001～100,000円	100,001～140,000円	140,001～180,000円	180,001～200,000円	200,001円～
合計	149,605 100.0%	56,676 37.9%	31,081 20.8%	20,814 13.9%	14,856 9.9%	16,200 10.8%	9,978 6.7%
要支援1	30,243 100.0%	9,775 32.3%	6,586 21.8%	4,698 15.5%	3,503 11.6%	3,662 12.1%	2,019 6.7%
要支援2	31,926 100.0%	12,068 37.8%	6,613 20.7%	4,412 13.8%	3,261 10.2%	3,456 10.8%	2,116 6.6%
要介護1	33,118 100.0%	12,533 37.8%	7,110 21.5%	4,717 14.2%	3,295 10.0%	3,439 10.4%	2,024 6.1%
要介護2	26,573 100.0%	11,137 41.9%	5,408 20.4%	3,500 13.2%	2,318 8.7%	2,568 9.7%	1,642 6.2%
要介護3	14,891 100.0%	6,285 42.2%	2,915 19.6%	1,898 12.8%	1,258 8.5%	1,521 10.2%	1,014 6.8%
要介護4	9,881 100.0%	3,861 39.1%	1,914 19.4%	1,210 12.3%	930 9.4%	1,134 11.5%	832 8.4%
要介護5	2,973 100.0%	1,017 34.2%	535 18.0%	379 12.8%	291 9.8%	420 14.1%	331 11.1%

※給付額及び要介護度別の給付件数を把握している市区町村の回答を合計した（n＝640）

○全市区町村における住宅改修の種類別の給付件数　令和６年度

	給付件数	手すりの取付け	段差の解消	滑りの防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	引き戸等への扉の取替	洋式便器等への便器の取替え	その他
合計	191,550 100.0%	152,728 79.7%	18,099 9.4%	5,977 3.1%	8,023 4.2%	1,694 0.9%	5,029 2.6%
政令指定都市	54,942 100.0%	44,188 80.4%	3,601 6.6%	1,499 2.7%	2,403 4.4%	390 0.7%	2,861 5.2%
特別区	5,946 100.0%	4,629 77.9%	419 7.0%	222 3.7%	419 7.0%	72 1.2%	185 3.1%
中核市	30,434 100.0%	24,298 79.8%	2,874 9.4%	1,099 3.6%	1,373 4.5%	280 0.9%	510 1.7%
一般市	78,913 100.0%	62,642 79.4%	8,708 11.0%	2,551 3.2%	3,121 4.0%	712 0.9%	1,179 1.5%
町村	15,733 100.0%	12,510 79.5%	1,865 11.9%	422 2.7%	520 3.3%	167 1.1%	249 1.6%
広域連合	5,582 100.0%	4,461 79.9%	632 11.3%	184 3.3%	187 3.4%	73 1.3%	45 0.8%

※住宅改修の種目及び要介護度別の給付件数を把握している市区町村のみ回答（n＝629）

（出典）令和７年度老人保健健康増進等事業分　住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業

論点③　特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額

論点③

■ 特定福祉用具販売においては、同一年度で10万円の支給限度基準額が、住宅改修においては、生涯で20万円（ただし、転居の場合、要介護度が著しく重くなった場合は例外的に再支給あり）の支給限度基準額がそれぞれ定められており、いずれも制度創設時から変更されていない。

■ 特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額について、物価高騰等の状況を踏まえ、どのような対応が考えられるか。

対応案

■ 特定福祉用具販売、住宅改修の支給限度基準額を超える給付実績は少ないことも踏まえ、引き続き、物価高騰等の動向が利用者にとって必要な購入・改修に与える影響等を注視しつつ、 その給付実績に係る調査・検討を継続していくこととしてはどうか。

福祉用具・住宅改修　目次

論点①：一部の福祉用具に係る貸与・販売の選択制のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・7

論点②：福祉用具貸与に係る上限価格のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

論点③：特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・23

論点④：福祉用具サービスの質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

論点⑤：福祉用具・住宅改修サービスにおける書類や手続きの簡素化・・・・・・・・・・38

福祉用具専門相談員について

○　福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職である。

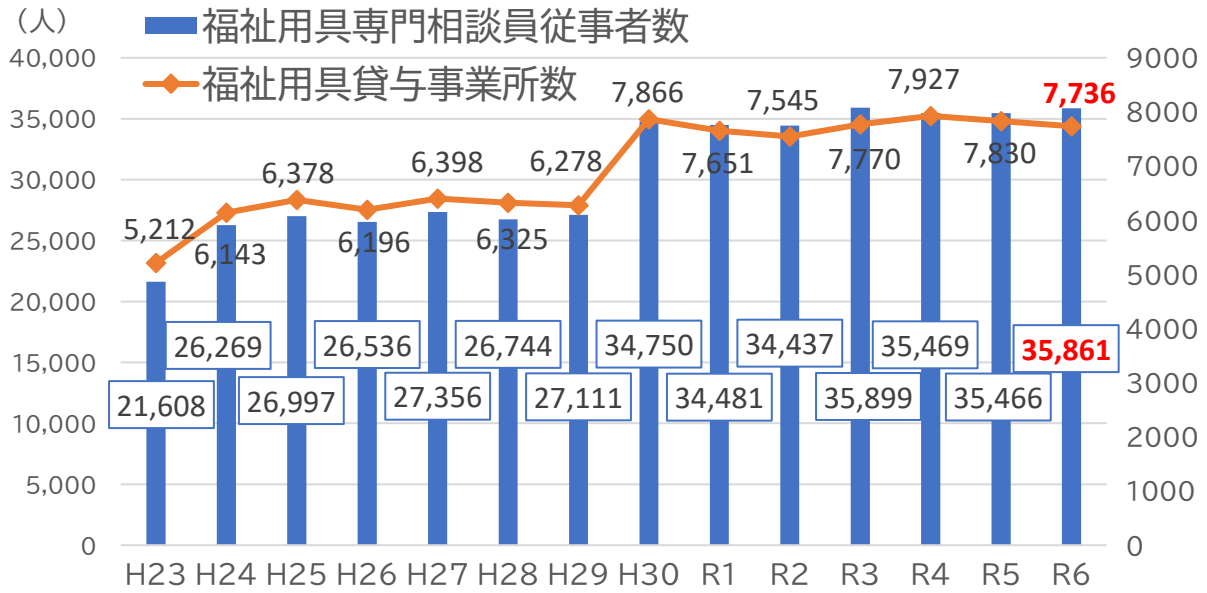
○　指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの常勤従事者は4．6人（令和6年10月1日現在）。

○　福祉用具専門相談員のうち、8割強が指定講習会修了者、その他2割弱は有資格専門職。

①　福祉用具専門相談員従事者数

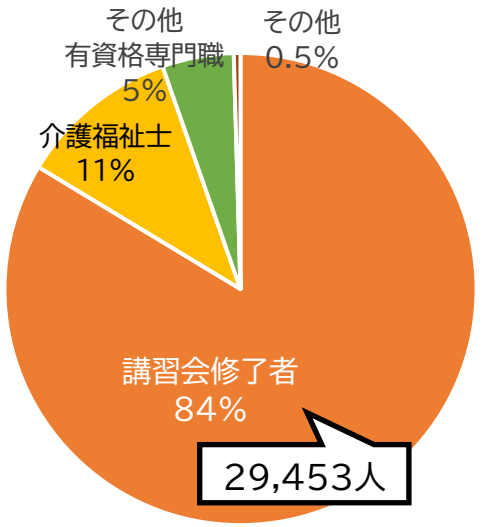
事業所あたり従事者数（人）	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	3.5	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.9	4.0	4.2	4.2	4.4	4.5	4．6

②　福祉用具専門相談員従事者数と貸与事業所数の推移



出典：介護サービス施設・事業所調査（各年10月1日現在）
注：調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す事業所数の実数は前年以前と単純に年次比較できない。

③　福祉用具専門相談員資格状況（複数回答）



その他有資格専門職内訳

義肢装具士	0.5%
保健師	0.1%
看護師	0.7%
准看護師	0.4%
理学療法士	1.1%
作業療法士	0.4%
社会福祉士	1.8%

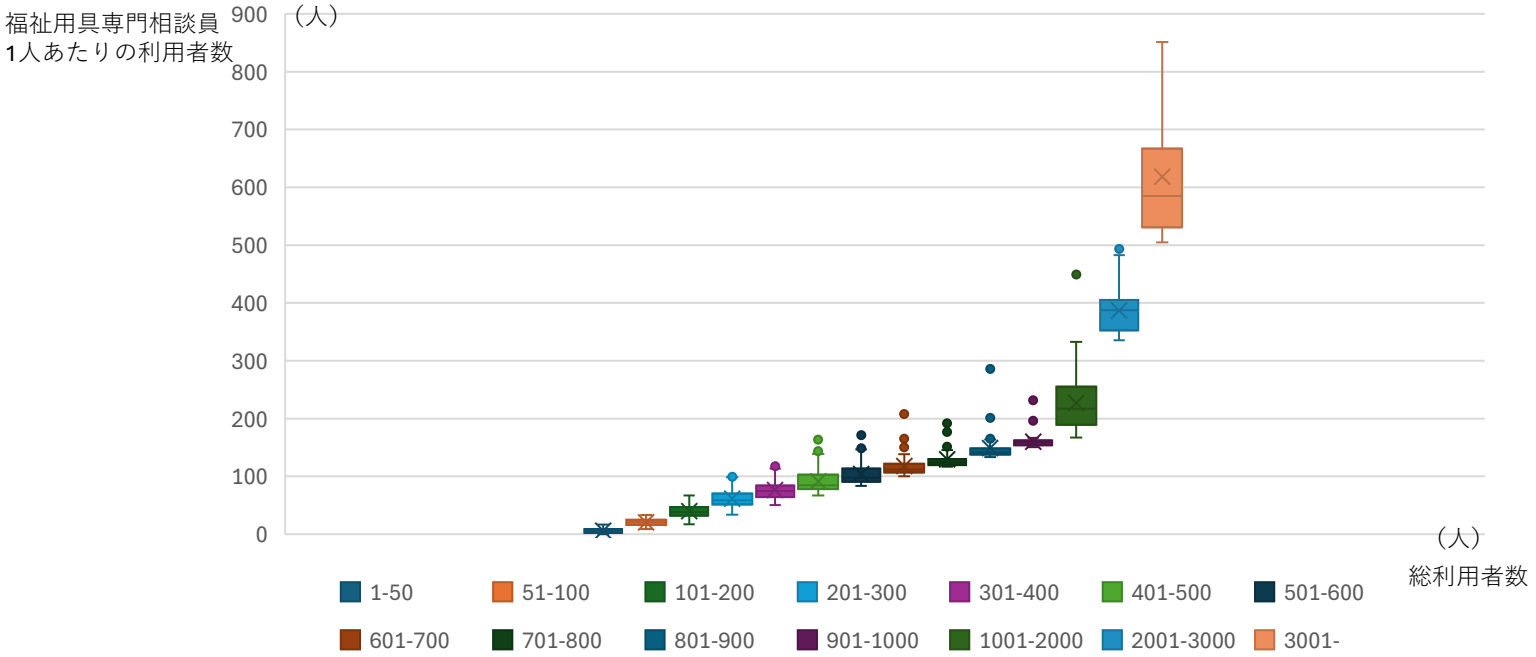
出典：介護サービス施設・事業所調査　閲覧表第12表
（令和6年10月1日現在　n＝35,861）
※　nについて、従事者数のうち資格の状況不詳者を除いた数値

福祉用具貸与事業所における福祉用具専門相談員の配置状況

○福祉用具貸与事業所における福祉用具専門相談員の配置状況について、福祉用具専門相談員１人あたりの利用者数の平均は81.53人、中央値は56.75人、最大値は851人となっており、事業所間で配置や担当利用者数に大きな差が見られた。
○また、事業所規模（総利用者数）が大きいほど、福祉用具専門相談員１人あたりの利用者数は多くなっているところ、特に総利用者数1,000人超の大規模な事業所の場合、１人の福祉用具専門相談員が極めて多くの利用者を担当している実態が見られる。

○事業所規模（総利用者数）別の福祉用具専門相談員1人あたりの利用者数

総利用者数(人)	1-50	51-100	101-200	201-300	301-400	401-500	501-600	601-700	701-800	801-900	901-1000	1001-2000	2001-3000	3001-	合計
事業所数	567	358	555	363	244	203	155	129	112	99	72	294	54	18	3223
相談員1人あたり利用者数　平均	5.77	20.61	39.69	61.29	76.07	91.32	104.20	117.92	129.28	148.98	159.81	226.67	386.90	618.00	81.53
相談員1人あたり利用者数　中央値	4.83	20.25	38.00	58.50	74.80	84.40	97.50	111.83	124.17	141.50	158.58	216.75	387.33	585.00	56.75
相談員1人あたり利用者数　最小値	0.17	9.00	17.00	33.67	50.33	66.83	83.50	100.33	116.83	133.50	150.50	167.17	335.33	504.50	0.17
相談員1人あたり利用者数　最大値	16.67	33.33	66.67	100.00	129.67	163.67	171.67	208.00	191.75	286.00	231.50	449.33	493.67	851.00	851.00
相談員数　平均	3.78	3.81	3.87	4.22	4.75	5.07	5.39	5.61	5.79	5.75	5.94	5.96	6.00	6.00	3.78



（出典）令和６年度改定検証調査及び介護保険DBのデータから厚生労働省老健局において作成。

福祉用具貸与事業所におけるサービス提供体制

○令和３年度と令和６年度を比較すると、福祉用具専門相談員１人あたりの利用者数が多い事業所の割合が増加している。

○利用者へのサービス提供体制として、最も多いのは「一連のサービスプロセスを同一の福祉用具専門相談員が提供している」であるが、福祉用具専門相談員１人あたりの利用者数別でみると、「100～150人未満」、「150人以上」の規模の大きい事業所では「サービスプロセス毎に担当を分けている（営業担当、モニタリング専任など）」の割合も高く、それぞれ19.2%、21.1%であった。

○福祉用具専門相談員1人あたりの利用者数

	件数	～50人未満	50～100人未満	100～150人未満	150人以上	不明	平均
令和3年度調査	3613 100.0%	1461 40.4%	986 27.3%	670 18.5%	281 7.8%	215 6.0%	-
令和6年度調査	3223 100.0%	1200 37.2%	989 30.7%	697 21.6%	337 10.5%	-	77.2

○利用者へのサービス提供体制

福祉用具専門相談員として勤務している職員1人あたりの利用者数（令和6年5月分）	件数	一連のサービスプロセスを同一の福祉用具専門相談員が提供している	一連のサービスプロセスを複数の福祉用具専門相談員がチームとして提供している	サービスプロセス毎に担当を分けている（営業担当、モニタリング専任など）	その他	無回答
全体	3276 100.0%	1684 51.4%	963 29.4%	361 11.0%	13 0.4%	255 7.8%
～50人未満	1200 100.0%	704 58.7%	357 29.8%	47 3.9%	4 0.3%	88 7.3%
50～100人未満	989 100.0%	509 51.5%	313 31.6%	103 10.4%	6 0.6%	58 5.9%
100～150人未満	697 100.0%	305 43.8%	197 28.3%	134 19.2%	2 0.3%	59 8.5%
150人以上	337 100.0%	147 43.6%	88 26.1%	71 21.1%	0 0.0%	31 9.2%
不明	53 100.0%	19 35.8%	8 15.1%	6 11.3%	1 1.9%	19 35.8%

（出典）令和６年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和６年度調査）（２）福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

福祉用具レンタル卸・販売事業者における業務の状況

○令和６年度老健事業の福祉用具のレンタル卸・販売事業者を対象とした調査において、本来は福祉用具専門相談員が行うべきアセスメントやモニタリング等を、卸事業者が単独で対応している事例が一部確認された。搬入・設置についても、福祉用具専門相談員の立会いなしで実施されている事例が見られた。
○このため、令和７年３月「福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き」に福祉用具貸与事業所の役割を明記し、適切な運営に向けた注意喚起を行っている。
○令和８年度老健事業の福祉用具貸与事業所を対象とした調査においても、福祉用具専門相談員が行うべき業務をレンタル卸事業者へ依頼・相談している事例が一部確認された。

○福祉用具レンタル卸･販売事業者としての対応状況
【福祉用具レンタル卸・販売事業者調査】

	合計		福祉用具レンタル卸･販売事業者としての対応状況									
			1.卸先の福祉用具専門相談員に同行･同席している		2.自社のみで対応している		3.個別ケースによる(1,2,いずれの場合もある)		4.対応していない		5.わからない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a 情報収集･アセスメント	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	3	43%	1	14%
b 福祉用具の選定	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	3	43%	1	14%
c 福祉用具貸与･選択制などの制度に関する利用者への説明	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	4	57%	0	0%
d サービス担当者会議への出席	7	100%	1	14%	0	0%	1	14%	5	71%	0	0%
e 利用者宅への搬入	7	100%	2	29%	0	0%	5	71%	0	0%	0	0%
f 利用者宅での組み立て･設置･取付け･調整	7	100%	2	29%	0	0%	5	71%	0	0%	0	0%
g 利用者への使用方法の説明･指導	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%	0	0%
h 福祉用具サービス計画の作成	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
i サービス利用に関する利用者･家族への説明･同意	7	100%	0	0%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
j 福祉用具サービス計画の利用者への手交	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
k 福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
l レンタル契約締結の代行	7	100%	0	0%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
m 利用者からの連絡窓口･相談対応	7	100%	0	0%	0	0%	2	29%	4	57%	1	14%
n 利用者宅での点検	7	100%	0	0%	0	0%	6	86%	1	14%	0	0%
o 利用者宅での修理	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%	0	0%
p モニタリングの実施･記録作成	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
q 利用者宅からの搬出	7	100%	2	29%	0	0%	5	71%	0	0%	0	0%

※e,f,g,o,qについては、「福祉用具専門相談員による立会いと責任において委託が可能と考えられる業務」、それ以外については「福祉用具専門相談員が自ら行う必要のある業務」を指す。なお、ここでの「福祉用具専門相談員」とは、「当該利用者の居宅サービス計画に位置づく福祉用具貸与事業所に所属する福祉用具専門相談員」を指し、「レンタル卸会社に所属する福祉用具専門相談員」は含まない。

図表 5-12　福祉用具レンタル卸･販売事業者としての業務範囲について、本来あるべきでないと認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしていること、悩ましく感じる点（主な自由記述）

- 同行及び単独での搬入出サポート
- 立会無しの納入、設置、説明、選定、不具合点検、修理対応
- 福祉用具貸与事業所の立ち会いが無い状態でのご利用者宅現地納品、引取など
- 利用者情報が無いなかでの商品選定。無料の現地への搬入、搬出

（出典）令和６年度老健事業　福祉用具サービスの適切な PDCA の実現に向けた 調査研究事業

○福祉用具レンタル卸事業者との業務実態
【福祉用具貸与事業所調査】

		全体	依頼・相談をよく行う	依頼・相談を時々行う	依頼・相談を行うことはない	無回答
情報収集・アセスメント	件数	988	186	228	512	62
	割合	100.0%	18.8%	23.1%	51.8%	6.3%
福祉用具貸与・選択制などの制度に関する利用者への説明	件数	988	42	81	796	69
	割合	100.0%	4.3%	8.2%	80.6%	7.0%
サービス担当者会議への出席	件数	988	18	11	889	70
	割合	100.0%	1.8%	1.1%	90.0%	7.1%
福祉用具サービス計画の作成	件数	988	12	7	896	73
	割合	100.0%	1.2%	0.7%	90.7%	7.4%
サービス利用に関する利用者・家族への説明・同意	件数	988	21	61	833	73
	割合	100.0%	2.1%	6.2%	84.3%	7.4%
福祉用具サービス計画の利用者への手交	件数	988	18	12	885	73
	割合	100.0%	1.8%	1.2%	89.6%	7.4%
福祉用具サービス計画の介護支援専門員への手交	件数	988	16	10	889	73
	割合	100.0%	1.6%	1.0%	90.0%	7.4%
利用者とのレンタル契約締結の代行	件数	988	17	9	889	73
	割合	100.0%	1.7%	0.9%	90.0%	7.4%
利用者からの連絡窓口・相談対応	件数	988	19	35	860	74
	割合	100.0%	1.9%	3.5%	87.0%	7.5%
モニタリングの実施・記録作成	件数	988	20	56	838	74
	割合	100.0%	2.0%	5.7%	84.8%	7.5%
モニタリング記録の介護支援専門員への交付	件数	988	16	18	875	79
	割合	100.0%	1.6%	1.8%	88.6%	8.0%
特定福祉用具販売の申請書類の作成・提出	件数	988	23	9	867	89
	割合	100.0%	2.3%	0.9%	87.8%	9.0%

（出典）
令和８年度老健事業　福祉用具の業務プロセスとモニタリングの実態に関する調査研究事業（速報）

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス

選定提案する福祉用具に、選択制の対象種目等が含まれる。

① ケアマネジャー（不在の場合は福祉用具専門相談員※1）から利用者等に対し選択制の制度趣旨について説明を行う。

② サービス担当者会議（※２）の準備
・医師等の所見（※３）の用意、各担当者への連絡、情報収集等を行う。
・ケアプランの原案を作成する。

③ サービス担当者会議（※２）の開催
・医師等の所見等（※３）を踏まえ、利用者等及び各サービス担当者間で協議を行い、今後の方針を提案する。
（提案例：長期利用が見込まれるため販売とする、
利用期間がこの段階では判断できないため貸与とする等）

※１：ケアマネジャー不在の場合、福祉用具専門相談員が、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応

※２：退院、退所時カンファレンス等、多職種協議の場であれば可。また、書類による照会でも可能

※３：医師や専門職からの医学的所見は、様式や手段は不問。また、その取得に当たっては、介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取することを想定しているが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

④協議内容と提案をふまえ、利用者等が、**貸与**または**販売**のいずれかを選択する。

⑤福祉用具貸与として利用開始
・ケアプラン及び福祉用具サービス計画等に貸与を選択した理由の他、モニタリング時期(※４)を記載し、利用者とケアマネジャーに交付する。

※４：利用開始時か６ヶ月以内に少なくとも１回行う。

⑥記載した時期にモニタリングを実施
・利用者の身体状況等の変化の状況、選択制対象用具の利用状況、貸与・販売に対する意向等を記録しケアマネジャーに報告する。（※５）

※５：モニタリングシートはケアマネジャーに交付

⑧モニタリング結果を踏まえて、対象福祉用具の選択についてケアマネジャーと今後の方針を検討し、**②の担当者会議の準備に戻り**、⑥貸与の継続か、⑦貸与から販売への移行を検討する。（※９）

⑦特定福祉用具販売として利用開始
・福祉用具サービス計画を記載し交付する。
・販売時、利用者に対し商品不具合時の連絡先を情報提供する。（※６）
・目標達成状況を確認する。（※７）

※６：連絡先を情報提供

※７：確認手段等は訪問に限らず、テレビ電話等でも可

・販売後も引き続き、利用者等からの要請等に応じて使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うように努める。（※８）

※８：利用者と事業所の個別契約にて対応

※９：販売への移行を提案する場合においては、医師やリハビリテーション専門職から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。

福祉用具貸与におけるモニタリングの実施時期の状況

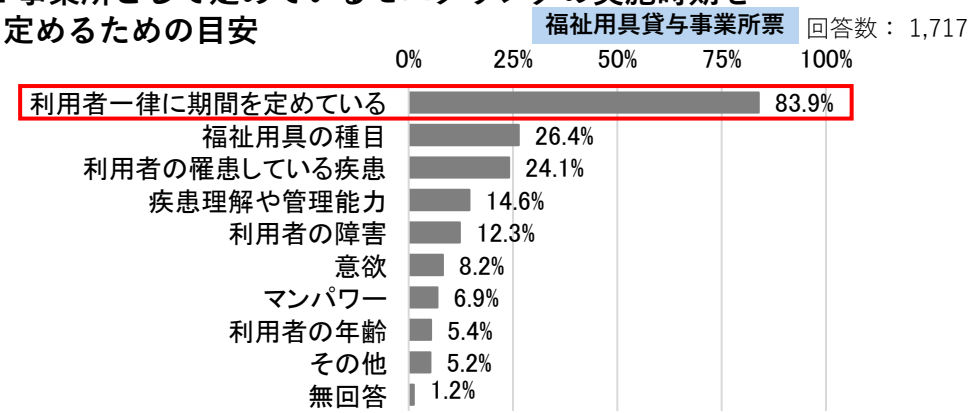
○選択制種目のモニタリングの実施時期について、利用者一律に期間を定めている事業所が83.9%であり、そのうち利用開始から６ヶ月以内に実施している事業所が92.1%であった。

○選択制に限らない貸与種目のモニタリングについても、利用者一律に実施時期を定めて６ヶ月以内に実施している事業所が91%であり、初回以降も定期的に６ヶ月以内に実施している事業所が90.5%であった。

○一方で、毎月点検を兼ねて実施、要支援者は３ヶ月毎・要介護者は６ヶ月毎、同居家族がいないなどの状況に応じて１～３ヶ月以内に実施している等の例もある。また、初回モニタリングを３ヶ月以内に実施する事業所が41.5%あった。

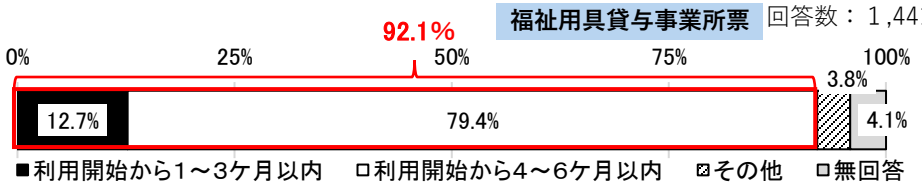
選択制対象種目

図表41 事業所として定めているモニタリングの実施時期を定めるための目安



※「問5—1①福祉用具サービス計画に記載するモニタリングの実施時期」を「事業所として目安を定めている」と回答した57.9%の事業所の回答

図表42 「利用者一律に期間を定めている」と回答した事業所の福祉用具サービス計画に記載するモニタリングの実施時期



福祉用具貸与事業所票：問5-1①-5.福祉用具サービス計画に記載するモニタリングの実施時期_利用者一律に期間を定めている

【その他：実施時期を定める目安】
・利用者やご家族様の都合（同居家族がいない等）
・毎月点検を兼ねてモニタリング実施
・要支援者は３ケ月毎、要介護者は６ケ月毎
・ケアプランの短期期間に沿って対応

（出典）令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和7年度調査）（３）一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業

選択制に限らない貸与種目

モニタリングの実施時期を事業所として定めている目安 回答数： 776

		全体	１～３ヶ月以内	４～６か月以内	７か月以上	その他	無回答
初回モニタリング：利用開始から	件数	776	322	389	5	46	14
	割合	100.0%	41.5%	50.1%	0.6%	5.9%	1.8%
定期モニタリング：前回モニタリングから	件数	776	26	688	28	14	20
	割合	100.0%	3.4%	88.7%	3.6%	1.8%	2.6%

（出典）令和８年度老健事業 「福祉用具の業務プロセスとモニタリングの実態に関する調査研究事業 」（速報）

福祉用具に係る重大製品事故の発生状況

○「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の取りまとめにおいて、「福祉用具に係る事故情報について、福祉用具の安全情報として一元的に提供できるよう、インターネット上で公表していくこと等を検討する」とされたことを踏まえ、令和６年度から最新事故情報を集約・一元化し、「事故・ヒヤリハット情報」を発信。

○消費者庁、独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE)、都道府県・事業所等から任意で提供された情報の件数や特徴を「最近の傾向」として定期的に公表している他、ヒヤリハット情報として周知。



福祉用具の事故情報を集約・一元化



事故・ヒヤリハット情報

厚生労働省：「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」

事故情報データバンクシステム
消費者庁

→消費生活用品安全法に基づく重大製品事故

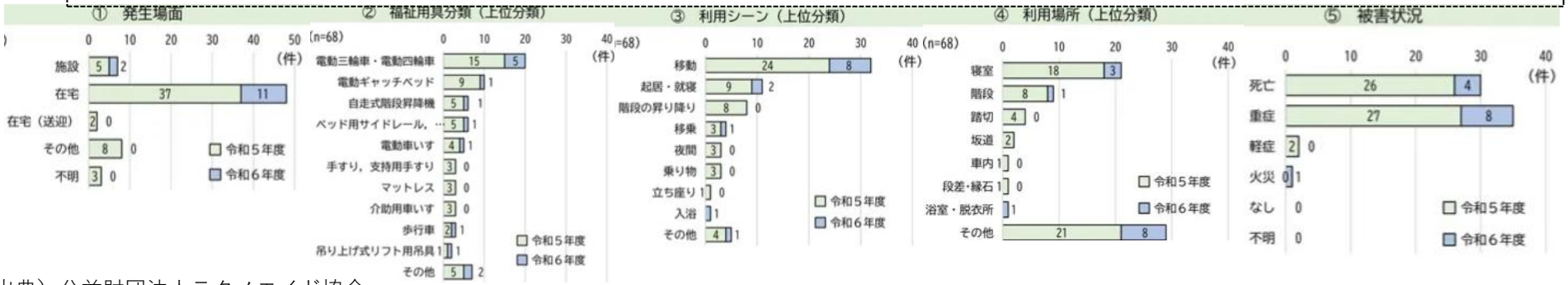
SAFE-Lite（セーフ・ライト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

→消費生活用品安全法に基づく非重大製品事故

都道府県等から提供された事故情報

→保険者（都道府県・市区町村）から提供される製品に起因しない事故

事故情報を「発生場面」「用具分類」「利用シーン」「利用場所」「被害状況」に分け「最近の傾向」として定期的に公表



（出典）公益財団法人テクノエイド協会

福祉用具に係る重大製品事故の発生状況

○厚生労働省では、令和３年３月より、消費者庁から公表されている消費生活製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時自治体及び福祉用具関係団体への情報提供を実施している。

○年度別の事故件数を見ると、令和５年度の23件をピークとして減少傾向にあるものの、事故は引き続き発生している。

○製品別の事故件数の総計では、電動車いす（ハンドル形）が33件と最も多く、次いで、介護ベッド付属品が13件、介護ベッドが12件、階段移動用リフト・昇降機が９件となっている。

事故発生年度	令和3年3月	令和３年度		令和４年度		令和５年度			令和６年度			令和７年度				令和８年度		総計
被害状況	重傷	死亡	重傷	死亡	重傷	死亡	重傷	重傷1名 軽傷1名	火災	死亡	重傷	火災	死亡	重傷	重傷1名 軽傷1名	死亡	重傷	
介護ベッド	1	1	1		1	2	1			2	1					1	1	12
介護用ベッド付属品		1	1	2	2	2					1			4				13
介護用リフト							1				1							2
スリングシート（介護リフト用）				1														1
階段移動用リフト･昇降機		3	3				2	1										9
電動座椅子（座面昇 降型）						1												1
車いす		1			1								1		1			4
電動ユニット（車いす用）			2															2
電動車いす（ジョイスティック形）			1		2		2				1					1		7
電動車いす（ハンドル形）		3	1	3		6	3		1	7		2	3	2		1	1	33
歩行車					2		1						1					4
手すり	1		1								3							5
ポータブルトイレ																	1	1
入浴用椅子							1										1	2
年度別・被害状況別件数	2	9	10	6	8	11	11	1	1	9	7	2	5	6	1	3	4	96
年度別総計	2	19		14		23			17			14				7		96

（出典）消費者庁公表の消費生活用製品の重大製品事故情報（事故発生日が令和３年３月18日～令和８年９月３日）を基に厚生労働省作成

論点④　福祉用具サービスの質の向上

論点④

（福祉用具専門相談員の配置基準）

■ 福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で２名以上の福祉用具専門相談員の配置が義務付けられているところ、事業所間で福祉用具専門相談員の配置や担当利用者数に大きな差が見られるほか、大規模な事業所の場合、１人の福祉用具専門相談員が極めて多くの利用者を担当している実態が見られる。

■ 令和６年度、８年度調査では、本来は福祉用具専門相談員が行うべきアセスメントやモニタリング等を、卸事業者が単独で対応している等の事例も一部確認されている。

■ 福祉用具専門相談員によるアセスメントから選定、適合、モニタリングまでの一貫性のある支援を確保し、適切な役割分担の下で福祉用具サービスの質の向上を図るための配置基準について、どのように考えるか。

（貸与種目に関するモニタリングのあり方）

■ 選択制対象種目を貸与した場合は、サービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行うこととされている一方で、選択制以外の対象種目に係る貸与については、モニタリングの時期・頻度は定められていない。

■ モニタリングの実施時期について、選択制対象種目、対象外種目いずれにおいても、利用者一律に利用開始から６ヶ月以内に行っている事業所が多いところ、モニタリングのあり方について、どのように考えるか。

（福祉用具の安全性）

■ 福祉用具貸与・販売においては、事故情報の一元化を通じて安全な使用の促進を図っているところであるが、特殊寝台や自走用ハンドル形電動車いす等の使用時における重大事故が、減少傾向にあるものの依然として発生していることから、さらなる事故防止に向けた取組が求められる。

■ 福祉用具使用時の事故状況等を踏まえ、福祉用具の安全使用の促進を図る観点から、どのような対応が考えられるか。

論点④　福祉用具サービスの質の向上

対応案

（福祉用具専門相談員の配置基準）

■ 福祉用具専門相談員によるアセスメントから選定、適合、モニタリングまでの一貫性のある支援を確保し、サービスの質を維持・向上させるために、一定の経過措置期間を設けた上で、福祉用具専門相談員１人が担当する利用者数の上限を設けてはどうか。

（貸与種目に関するモニタリングのあり方）

■ 適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、福祉用具に関するサービスの質の向上、給付の適正化、福祉用具の安全な利用の促進の観点から、選択制の対象種目以外の貸与種目についても、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて必要な時期にモニタリングを行うことを前提としつつ、少なくとも６月ごとに１回以上、継続したモニタリングを行うこととしてはどうか。

（福祉用具の安全性）

■ 減少傾向にはあるものの重大事故が発生している現状を踏まえ、そうした事故が発生している福祉用具の類型や発生した事故の態様等に応じ、利用者の安全確保を図る観点から、関係団体と連携して、速やかに対応可能なパンフレット等の作成やそれらを活用した周知・普及啓発を行うこととしてはどうか。

■ 福祉用具全般について、安全認証制度や認証取得状況等について実態把握を行った上で、介護保険における福祉用具の製品安全の確保のあり方について検討を行うこととしてはどうか。その際、利用者の安全確保を最優先とし、事故リスクの高い福祉用具を中心に、福祉用具専門相談員による安全確認項目の標準化等の方策について検討してはどうか。

福祉用具・住宅改修　目次

論点①：一部の福祉用具に係る貸与・販売の選択制のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

論点②：福祉用具貸与に係る上限価格のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

論点③：特定福祉用具販売・住宅改修の支給限度基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

論点④：福祉用具サービスの質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

論点⑤：福祉用具・住宅改修サービスにおける書類や手続きの簡素化・・・・・・・・・・・・38

選択制に関連する事業所の事務負担

〇選択制導入前後の業務量や業務時間について、業務量や業務時間が「増えた」と回答した福祉用具貸与事業所が55.4%を占め、増加内容として、「利用者に対する選択制の説明業務」が最も多く、90.6%であった。

〇利用者に対する選択制の説明業務に関連して、選択制の制度趣旨を利用者に説明する際の資料の有無について、「あり」が61.3%、「なし」が37.1%であった。

図表 44　選択制導入前後の業務量や業務時間の変化

N=2970

	件数	増えた	変わらない	減った	わからない	無回答
件数	2970	1644	1067	7	224	28
割合	100.0%	55.4%	35.9%	0.2%	7.5%	0.9%

図表 31　福祉用具貸与事業所における選択制の制度趣旨を利用者に説明する際の資料有無

N=2970

	件数	あり	なし	無回答
件数	2970	1820	1102	48
割合	100.0%	61.3%	37.1%	1.6%

図表 45　選択制導入前後の業務量や業務時間の増加内容【複数回答】

N=1644

	件数	利用者に対する選択制の説明業務	選択制に関する資料収集や資料作成	選択制に関する利用者からの問い合わせ対応（電話、訪問、来所、書面等）	介護支援専門員やリハビリテーション専門職等の他職種との連携・情報交換	「目標達成状況の確認」や「使用方法の指導、修理等」、「モニタリングの実施」	その他	無回答
件数	1644	1489	1112	734	1040	1117	139	20
割合	100.0%	90.6%	67.6%	44.6%	63.3%	67.9%	8.5%	1.2%

【その他の主な内容】

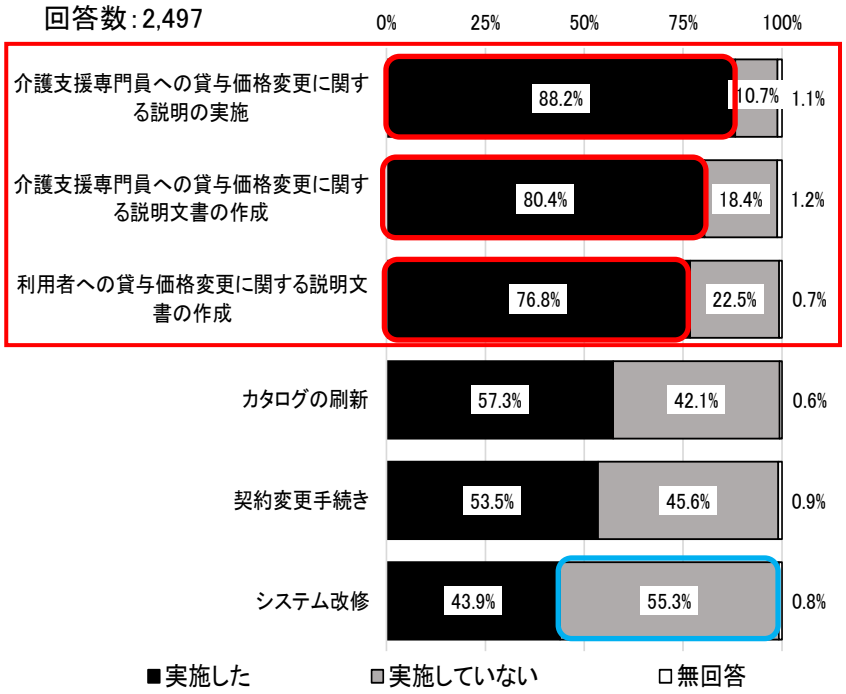
- 特定福祉用具申請に係る書類作成、申請の時間
- 自治体への申請業務、書類作成、利用者および自治体からの集金、入金業務
- 保険者窓口で購入希望の利用者様情報の口頭相談から事後申請
- 固定用スロープの場合、購入費支給申請に利用場所を明確にするための図面作成を要求される
- 医学的所見など必要な情報を集める際に問い合わせにかかる時間や書類量が増加

上限価格見直しに関連する事業所の事務負担

○貸与価格の上限価格の見直しに伴い事業所内で実施された事務作業は、多い順に「介護支援専門員への貸与価格変更に関する説明の実施」（88.2%）、「介護支援専門員への貸与価格変更に関する説明文書の作成」（80.4%）、「利用者への貸与価格変更に関する説明文書の作成」（76.8%）だった。

○貸与価格を見直す際の事業所の事務負担について、カタログの見直し、システムの更新などの負担がある一方で、介護支援専門員や価格見直しの対象となった全ての利用者への説明、契約変更等の対応の方が負担が大きいという意見があった。

図表２０　事業所内で実施した事務作業【複数回答】



図表３０　ヒアリング調査結果

ヒアリング項目	主な調査結果
上限価格の見直しによる事業所の事務負担への影響	・改定に伴いカタログの見直しが必要な事業所では、事務負担軽減のために予め上限価格にかからないように全国平均価格を参考に事業所としての価格設定を行っていた。（小規模事業所2カ所） ・貸与価格が変わる際の利用者への説明は主に福祉用具相談員が実施し、介護支援専門員にも福祉用具専門相談員から連絡を行っていた。貸与利用中の利用者のうち6割以上は価格が変わり、説明が必要となった。（小規模事業所2カ所） ・貸与価格を見直した際には、カタログやシステムの更新よりも、介護支援専門員や価格見直しの対象となった全ての利用者への説明、契約変更等の対応の方が、現場の福祉用具専門相談員にとっては負担が大きい。（小規模事業所）

（出典）令和６年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和６年度調査）（２）福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

論点⑤　福祉用具・住宅改修サービスの書類や手続きの簡素化

論点⑤

■ 福祉用具・住宅改修サービスに関する書類や手続きの簡素化を進めることが必要であるところ、事務負担に関する調査では、利用者に対する選択制の説明や上限価格見直しに関連する介護支援専門員、利用者への説明などの事務に負担が生じている状況であった。これを踏まえ、どのような対応が考えられるか。

対応案

■ 福祉用具・住宅改修サービスに係る書類及び手続きの実態把握を行い、その調査結果を踏まえ、福祉用具・住宅改修のあり方検討会において、制度の適正な運用の確保と手続きの簡素化の両立に向けた検討を行うこととしてはどうか。

■ 例えば、福祉用具･住宅改修サービスに係る利用者向け説明資料やモニタリング等の標準様式を作成・共有することや上限価格が設定されている商品の貸与価格変更（減額）時における利用者及び居宅介護支援事業所への説明方法について、書面（電磁的記録を含む）による案内を基本とすることなどについて具体的に検討してはどうか。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

介護保険における福祉用具の概要

○　介護保険の福祉用具は、要支援者・要介護者の日常生活の便宜を図るための用具及び要支援者・要介護者の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】＜原則＞

- 車いす（付属品含む）
- 床ずれ防止用具
- 手すり
- 歩行器(※２)
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 特殊寝台（付属品含む）
- 体位変換器
- スロープ(※２)
- 歩行補助つえ(※２)
- 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】＜例外＞

- 腰掛便座
- 排泄予測支援機器
- 簡易浴槽
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具（※１）
- 移動用リフトのつり具の部分

（※１）入浴用いす、 浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

（※２　固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、歩行補助つえ(松葉杖は除く)は、選択制の対象福祉用具となる。）

【給付制度の概要】

①貸与の原則：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。軽度者（要支援１・２、要介護１）の状態像から使用が想定しにくい車いす等の種目は保険給付の対象外であるが、種目毎に必要性が認められる一定の状態にある人については保険給付の対象としている。

②販売種目　：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③選択制　：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。

④現に要した費用：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則９割、所得に応じて８割・７割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。

※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格＋１標準偏差（１SD)」（正規分布の場合の上位約16%）に相当する。

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

介護保険制度における福祉用具の範囲

1　要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図るもの

2　要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
（例えば、平ベッド等は対象外）

3　治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）

4　在宅で使用するもの
（例えば、特殊浴槽等は対象外）

5　起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの
（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）

6　ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの
（一般的に低い価格のものは対象外）

7　取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの
（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定

1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの　（入浴・排泄関連用具）
2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの　（つり上げ式リフトのつり具）
3. 選択制の対象となる種目・種類のうち利用者が販売を選択したもの（歩行補助つえ、歩行器、スロープ）

福祉用具貸与の給付の流れについて（イメージ）

請求締切り日　事業所への支払日

月末　10日　月末　月末

サービス提供期間　請求　翌月　翌々月

福祉用具貸与・販売事業所（福祉用具専門相談員）



情報収集

・本人の希望
・家族の希望
・心身機能
・生活動作能力
・医療情報
・環境情報
・家族情報
・その他

福祉用具の選定

福祉用具貸与計画作成

利用者・家族への説明・同意

計画を利用者及びケアマネジャーに交付

サービス提供開始



モニタリング・メンテナンス

※必要に応じ実施



保険者（市町村）

介護報酬の請求・支払い

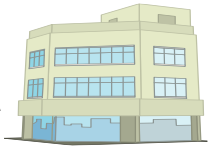
利用者負担徴収

請求 ※翌月10日まで

支払い ※翌々月末

審査支払委託

貸与費（月別）
※原則1割支払



国保連合会
国保中央会

※給付費管理票と介護給付費明細書等を突合チェック



利用者

契約

依頼（契約）

●全国平均貸与価格と貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明
●機能や価格帯の異なる複数の商品を提示

種目・商品の決定



福祉用具貸与計画の交付

サービス提供票（実績）記載

居宅支援事業所（介護支援専門員：ケアマネジャー）



依頼・調整

居宅サービス計画（ケアプラン）の交付

・アセスメント
・サービス事業者と連絡調整
・サービス担当者会議

サービス提供票交付

給付管理

給付管理票・介護給付費請求書・介護給付費明細書

・モニタリング

請求 ※翌月10日まで

支払い ※翌々月末

介護報酬の請求・支払い

・モニタリング

※必要に応じケアプランの見直しなど

特定福祉用具販売の流れについて（イメージ）

特定福祉用具販売事業所
（福祉用具専門相談員）



情報収集
・本人の希望
・家族の希望
・心身機能
・生活動作能力
・医療情報
・環境情報
・家族情報
・その他

福祉用具の選定

福祉用具販売計画作成

利用者・家族への説明・同意

計画を利用者及びケアマネジャーに交付

※福祉用具販売計画の作成
貸与・販売ともに利用のある利用者については一体のものとして作成

■居宅サービス計画に福祉用具購入が位置づけられている場合、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言や情報提供を行う。

■居宅サービス計画が作成されていない場合は、その福祉用具が必要である理由を記した支給申請書を要介護者等が作成しているかどうかを確認し、適切な助言を行う

福祉用具購入費の支給限度基準額
・同一年度　10万円
※同一年度　1種目1回



利用者

相談

相談



種目・商品の決定

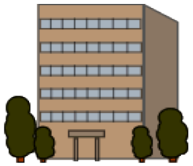
販売

購入
代金全額支払

支給申請

償還払い（負担割合）
※後日指定口座振り込み





保険者（市町村）

居宅支援事業所
（介護支援専門員：ケアマネジャー）



販売事業者と連絡

■居宅サービス計画が作成されている場合
居宅サービス計画に福祉用具購入が必要である理由を記載

・アセスメント
・サービス担当者会議

・モニタリング

福祉用具購入費支給申請書

①特定福祉用具の種目・商品名・製造事業者名・販売事業者名
②購入費・購入年月日
③必要とする理由
領収書、パンフレット等の特定福祉用具の概要を示した書面を添付

介護保険における住宅改修の概要

1 住宅改修の概要

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、保険給付の対象としている。

住宅改修を行う際（※）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、事前に市町村へ申請書を提出し、工事完成後、領収書等を提出することにより、保険給付される。

（※）やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請も可能。

2 住宅改修の種類

（1）手すりの取付け
（2）段差の解消
（3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
（4）引き戸等への扉の取替え
（5）洋式便器等への便器の取替え
（6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額

生涯20万円（要支援、要介護区分にかかわらず定額）

- 住宅改修が個人資産の形成につながる面があること、賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等を考慮。
- 保険給付は原則9割（上限18万円）、所得に応じて8割（上限16万円）・7割（上限14万円）
- 限度額の範囲内であれば、複数回の申請も可能。
- 要介護状態区分が重くなったとき（三段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階
要支援1	要支援2・要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

介護保険における住宅改修の範囲の考え方

介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

１　在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

２　一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

１　いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。

２　住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとせざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。

３　なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

介護保険における住宅改修の流れ

手続きの流れ



ケアマネジャー等に相談



施工事業者の選択・見積もり依頼

市町村へ **工事前** に申請



市町村は内容を確認し、結果を教示



改修工事の施工→完成／施工業者へ支払

市町村へ **工事後** に改修費の支給申請



住宅改修費の支給額の決定・支給

事前申請時のポイント

●利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
●保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかについて、事前に確認する。

提出書類

①支給申請書
②工事費見積り書(複数事業所からの見積もり提出を促進)
③住宅改修が必要な理由書(※)
④住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの
（日付入り写真又は住宅の間取り図など）
※理由書の作成者
介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者

事後申請時のポイント

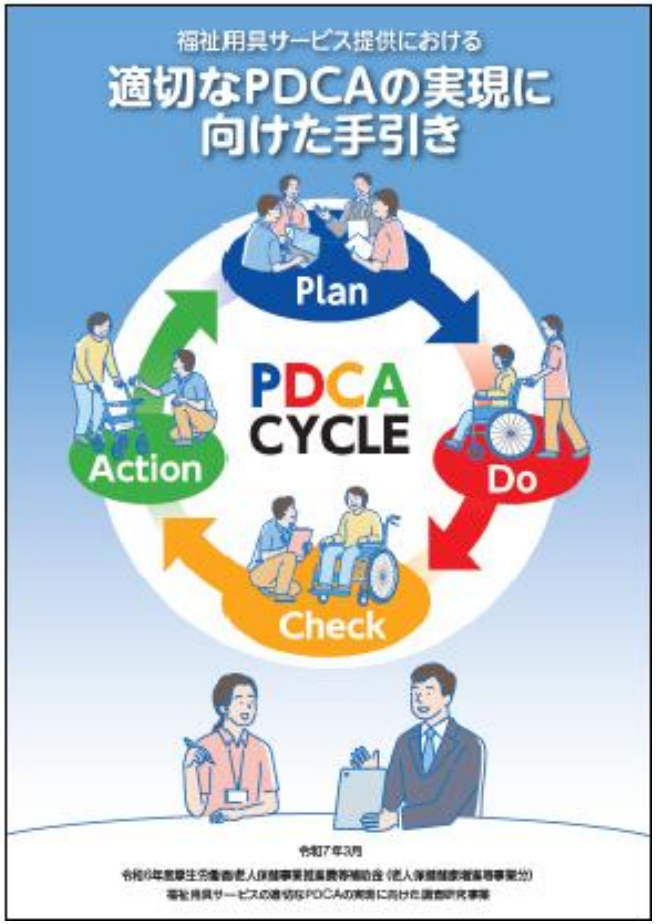
●利用者は、工事後領収書等の費用発生の事実がわかる書類等を保険者へ提出→「正式な支給申請」が行われる。
●保険者は、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

提出書類

⑤住宅改修に要した費用に係る領収書
⑥工事費内訳書
⑦住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
（便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)、
⑧住宅の所有者の承諾書
（住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合）
※ただし、やむを得ない事情がある場合については、住宅改修が完了した後に、①及び③を提出することができる。

福祉用具サービス提供における適切なPDCAの実現に向けた手引き

○令和６年度老人保健健康増進等事業「福祉用具サービスの適切なＰＤＣＡの実現に向けた調査研究事業」において作成。
○福祉用具サービスの提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上（PDCA）を適切に実践していくため、福祉用具貸与事業所に対し周知を図る。
○関係規定等に基づき、「福祉用具貸与・販売計画の作成」や「モニタリング」等に関する福祉用具専門相談員の役割を整理。
○現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性についても、周知を図る。



1.	はじめに
2.	福祉用具専門相談員の役割
3.	一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント
4.	疾患別のポイント
5.	利用者の状況別のポイント
6.	福祉用具貸与事業者の役割
7.	福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割
8.	チェックシート
9.	参考情報

【手引き】

https://www.mri-ra.co.jp/upload/r7_pdca_tebiki.pdf

福祉用具・住宅改修に関連する前回の審議報告等（論点関係箇所抜粋）

【令和６年度介護報酬改定に関する審議報告（令和５年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）】

○福祉用具の安全利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化の観点から、貸与と販売の選択制の導入やその他の見直しに係る効果・課題等について引き続き調査・検証を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を検討していくべきである。

○必要な福祉用具の安定的な供給の確保を図る観点から、福祉用具貸与に係る上限価格の改定方法について、物価上昇に対応した特例的な仕組みを設ける等の見直しの必要性を含め検討を行うため、貸与価格の上昇等に関する実態を引き続き半年に１度程度把握するべきである。

【介護保険制度の見直しに関する意見書（令和７年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）】

○令和６年度介護報酬改定において、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入され、利用者の身体状況や医師・専門職の所見等を踏まえ貸与か販売のいずれかを提案すること、また、選択制対象種目を販売した場合、販売後の目標達成状況の確認をすることとされた。これらを踏まえ、特定福祉用具販売の費用の額に関する所要の制度上の整備を行うことが適当である。

【対応の方向性に関する取りまとめ（令和５年11月８日介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目の在り方検討会）（抄）】

○一部種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

長期間レンタルするよりも、購入した方が利用者負担を抑えられる者の割合が多い一部の種目について、利用者の負担の抑制・保険給付の適正化を図る観点から、貸与と販売を選べる仕組みを導入する。

１）対象とする種目・種類：固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖

２）対象者の判断と判断体制・プロセス：利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、その際に、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見等やサービス担当者会議等による多職種連携で得た判断のもと、貸与又は販売について提案をする。

３）福祉用具専門相談員による貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

●貸与後

利用開始後少なくとも６ヶ月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととし、その後も必要に応じて行う。

●販売後

・福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
・保証期間を超えても利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
・利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。